

ご厚意の寄附ありがとうございました

社会福祉協議会へ(8月分) 匿名様 5,410円

現在、「東日本大震災義援金」「中東人道危機救援金」「屋久島町口永良部島新岳噴火災害義援金」を受付けています。引続き、温かいご支援をお願いします。

問合せ 小川町社会福祉協議会 ☎74-3461

秋の行政相談週間 10月19日(月)～25日(日)

国の仕事について「どこで相談したらいいのか分からない」「直接苦情を言いにくい」「こんな提案をしてみたい」等、“あなたの声”は行政相談委員が受付けます。行政相談委員は総務大臣より委嘱を受け、公平中立な立場で問題解決を図ります。

町では毎月、役場庁舎1階町民相談コーナーで定例の行政相談を開催しています。相談は無料・秘密厳守ですので、お気軽にご利用ください(今月の定例相談については21ページをご覧ください)。

問合せ 生活あんしん室 総合相談担当 ☎(内)403

*このほか、総務省関東管区行政評価局「行政苦情110番」でも相談を受付けています。

☎0570-090-110 FAX048-600-2336

<https://www.soumu.go.jp/hyouka/gyousei-form.html>

消費生活
相談

相談日:月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分(祝日等は除く)
場 所:役場1階 消費生活センター ☎(内)334・403

無料点検と突然訪問してきた業者、点検商法に注意!

【事例1】 以前、自宅に訪れた業者から勧められ、配管クリーニングを依頼し2万5千円を支払った。その業者が、風呂と床下を無料で点検すると再び来訪した。無料ならと承知したところ「基礎がずれている、補強工事をしないと家が駄目になる」と工事を勧められ、別の業者を紹介された。その業者が訪れ、湿気対策工事、基礎強化工事、木部強化工事、床下消毒、防腐防蟻剤散布等の工事が必要だと2時間ほどの説明を受け、66万円の契約をしてしまった。クリーニング・オフしたい。

【事例2】 数年前、訪問販売で床下換気扇を設置したことがあった。昨日、床下設備の卸をしているので無料で点検すると別の業者が突然来訪した。無料ならと承知すると、点検後「カビが発生している」「地べたに這わせた配線がショートの原因になる」といきなり見積書を提示し説明を始めた。その間に別の作業員が設置されていた床下換気扇を撤去してしまった。抗議したが、契約だからと持ち帰られてしまった。見積書には床下換気扇の撤去費用2万8千円、調湿剤10袋25万とあり、契約書はない。不審な勧誘だ。すべて取りやめたい。

無料点検と言って来訪し「カビが発生している」「工事をしないと危険」等と言って、商品やサービスを契約させる「点検商法」の被害の相談が多く寄せられています。

点検後に消費者の不安をあおって契約させたり、契約されたと嘘を言って工事等をさせる手口です。一度契約すると、次々と別の契約を迫られるケースもあります。

業者は、勧誘の際には、販売が目的の訪問であることを消費者に明示することが法令で義務づけられています。

消費者へのアドバイス

- ①安易に業者を家に入れないようにしましょう。
- ②「特別に値引きする」等と言われても、その場で契約してはいけません。家族や周囲の人に相談しましょう。必要がない場合はきっぱりと断りましょう。
- ③契約後や工事完了後でもクリーニング・オフや契約の取消しができる場合があります。
- ④困った時は、すぐに消費生活センターにご相談ください。

近くて便利な
「まちのそうだん」。
みなさん
ご利用ください。



住宅相談

（新築、増改築、耐震改修、高齢者・障害者の住宅改善、バリアフリー）

10月15日（木）

時午後1時30分～3時

場リリックおがわ談話室

場今月の相談員



若山 学



杉田 傑

国都市政策課 開発建築担当

☎72-1221

行政相談

（国の行政全般についての苦情、相談、意見）

10月27日（火）

消費生活相談

（契約や商品の品質、クレジット等の債務についての相談）

10月16日（金）

時午前8時30分～午後5時15分

場役場1階消費生活センター

場生活あんしん室 ☎74-4003

法律相談

（不動産、離婚、労働、交通事故）

10月20日（火）

時午前9時30分～正午

場役場1階生活あんしん室

場弁護士

場6人

場事前予約

場生活あんしん室 ☎74-4003

相続等相談

（相続、離婚関係）

10月9日（金）

時午前9時～正午

場役場1階 町民相談コーナー

場行政書士

場不要（当日受付順）

場埼玉県行政書士会東松山支部

場生活あんしん室 ☎74-4003

債務整理・成年後見・相続登記等相談

10月16日（金）

時午後1時～3時

場役場1階 町民相談コーナー

場司法書士

場生活あんしん室 ☎74-4003

人権相談

（いじめ、暴行、虐待、差別、プライバシー侵害、強制・強要）

10月27日（火）

時午前10時～午後3時

場リリックおがわ談話室

場人権擁護委員

場総務課 人権推進担当 ☎72-1221

教育相談

（子供の教育上の諸問題）

10月16日（金）

時午前9時～午後4時30分

場相談専門員・常任相談員

場教育相談室 ☎72-6885

場フリーダイヤル

0120-88-4153

知的障害者相談

（いつでもお電話ください）

場相談員 田中由美子

☎72-7245

身体障害者相談

（いつでもお電話ください）

場相談員 安野 青男

☎73-1221

場相談員 菊地 一雄

☎73-0054

高齢者総合相談

高齢者福祉や介護保険に関する相談を受け付けています。

10月16日（金）

時午前8時30分～午後5時15分

場社会福祉協議会（地域包括支援センター）

☎74-3461 他介

護や福祉についての相談は、『ま

くらぎ苑在宅介護支援センター』

☎72-7002でも実施中。

障害者相談

10月21日（水）

時午前10時～正午

場リリックおがわ談話室

場委託相談支援事業所相談員

場福祉介護課 障害福祉担当

☎74-155

年金相談

（年金相談全般）

11月2日（金）

時午後1時～5時

場役場1階 町民相談コーナー

場社会保険労務士

場事前予約（電話可・要基礎年金番号）

場相談内容により当日受付可。

場町民生活課 戸籍年金担当

☎74-146

税務相談

10月13日（火）

時午前10時～正午

場小川町・東松山市・川島町・ときがわ町

場どの会場へも申込みできます。

10月8日（木）

場小川町役場 ☎133、東松山市

役所 ☎23-2221、川島町役場

☎049-2297-1811、と

ときがわ町役場 ☎65-1521

身近な就職相談

11月4日（水）

時午前9時～午後4時

場役場1階 町民相談コーナー

場就職相談員

場事前予約

（申込みがなければ当日受付可）

場産業観光課 ☎72-2221